

# 堆肥等利用促進事業補助金の概要

## 1 目的

本県農業の持続的な発展に向けて、家畜ふん堆肥の活用を促進することを目的に、専用の散布機が不要で、散布に係る労力が軽減でき、広域流通に適している、ペレット堆肥や家畜ふん堆肥を原料とする肥料の活用を進めるため、これらの肥料の試験栽培の取組に対して支援します。

## 2 支援内容

### (1) 事業効果のイメージ



### (2) 事業実施主体

ペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料の試験栽培に取り組む以下の団体等

- ア 農業者の組織する団体
- イ 農業協同組合、農業協同 組合連合会
- ウ 市町村が構成員に含まれる協議会
- エ その他知事が認める団体

### (3) 採択要件等

- ア 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。
- イ 農業生産において、ペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料を導入することを検討していること。

### (4) 優先採択基準

次に掲げるものを優先的に採択します。

- ア 過去3年以内に、試作導入しようとする品目で、家畜ふん堆肥を原料とした肥料又はペレット堆肥の利用がなく、新たに導入を検討している団体
- イ 過去3年以内に本事業の利用実績がない団体
- ウ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定（以下、みどり認定という）を受けた農業者が属する団体

### (5) 補助対象

試験栽培のためのペレット堆肥又は家畜ふん堆肥を原料とした肥料の購入に係る経費

### (6) 補助率・補助上限額

1/3以内・1団体当たり20万円

### (7) 令和7年度予算額

100万円（全額一財）